

環境社会配慮助言委員会

第133回 全体会合

日時 2022年2月7日（月）14:01～16:27

場所 JICA本部 2階229会議室およびオンライン会議

（独）国際協力機構

助言委員

石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
奥村 重史	有限責任あずさ監査法人 パブリックセクター本部 ディレクター
小椋 健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社 プロジェクト担当部長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
掛川 三千代	創価大学 経済学部 准教授
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステイナビリティフォーラム フェロー
作本 直行	アジア経済研究所 名誉研究員
柴田 裕希	東邦大学 理学部 准教授
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
寺原 譲治	城西国際大学 環境社会学部 学部長代行／教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン （CI ジャパン） 代表理事
松本 悟	法政大学 国際文化学部 学部長・教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
山崎 周	株式会社三菱 UFJ 銀行 ソリューションプロダクツ部 プロジェクト環境室 室長（環境社会リスク管理）
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 フェロー

敬称略、五十音順

JICA

馬杉 学治	審査部 次長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
登坂 宗太	東・中央アジア部 中央アジア・コーカサス課 課長
鈴木 健司	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課
多田 尚平	民間連携事業部 海外投融資課 課長
吉田 直広	民間連携事業部 海外投融資課

○小島 こちら、JICA本部です。私、JICA審査部の環境社会配慮監理課の小島と申します。時間少々早いですけれども、皆さんお揃いのようなので、いつものご注意事項を説明させていただきます。

私たちのほうで、皆さん一律ミュートを設定させていただきます。ご発言ある際は挙手いただき、議長から指名があったらミュートを外してお話してください。可能であればカメラのほうをオンにさせていただくと助かります。ご発言される際には、そのうえでお名乗りになって発言いただけると幸いです。

質問の意図、あるいは誰に対する質問なのかを明確にするために、対象者を述べていただくようお願いいたします。JICA審査部に質問ですとか、事業部に質問ですとかいうようにしていただけると、お互い遠慮する時間を省けると思います。

音声の確認はしていただいているんですけれども、若干この会議室、空調を強くしている関係で聞こえにくい場合があります。皆さん、発言される場合はマイクのほうに向かってはっきり短く発言いただけると幸いです。

以上が説明事項で、開会のご挨拶含め、議長にお願いしたいと思います。原嶋委員、お願いします。

○原嶋委員長 それでは、改めまして原嶋でございます。よろしくお願いいたします。本日は、JICA環境社会配慮助言委員会第133回の全体会合でございます。

それでは、まず議事次第に従って進めさせていただきますが、本日、私のほうで承知している範囲では、阿部委員と島委員はご欠席というふうに承っております。そのほかの全ての委員の皆様、オンラインでご参加ということで承知をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、1番目の開会を終えまして、2番目のワーキンググループのスケジュールの確認でございますけれども、基本的には今お手元に届いております予定表について、それぞれのご都合を、詳細についてはまた別途、事務局のほうにご連絡いただくという形になろうかと思っておりますけれども、ここで何かご発言の必要がありましたら承りますので、サインを送ってください。

それでは、今お手元にありますけれども、日程表、皆様のご都合を確認していただいたうえで、出席できない、あるいは出席したいという旨のご希望を別に事務局のほうにご連絡いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、3番目、環境レビュー方針の説明ということで、本日1件でございます。ウズベキスタン国のナボイ火力発電所近代化事業でございます。

それでは、ご担当の方、準備が整いましたらご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○登坂 よろしく申し上げます。JICA東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課の登坂でございます。

前回の助言委員会の結果を踏まえて、助言対応表、さらに環境レビュー方針についてご説明させていただきます。

まず、助言対応表でございますが、今回助言いただきましたのは5点でございます。それぞれ簡潔にご説明させていただきます。

まず、1点目の助言ですが、今回マスタープランは非公開であるものの、ナボイの既存発電所の廃止・停止の条件、タイムラインをより明確にファイナルレポートに記述することというご指摘をいただきまして、その対応としましては右のとおり記載していきたいというふうに考えております。

具体的には、GTCC3および4の運転開始時期は2025～2026年で、同時期にナボイの既存発電所の廃止が想定されるということの記載を考えております。

2点目ですが、旧発電所が稼働され、累積的な環境影響を考慮する必要があるかどうかに関して、理由とともにファイナルレポートに記述することというご指摘をいただきました。

これに対してですが、若干長いですが、ポイントとしては以下を考えております。

まず1点目としまして、既存設備の発電施設と新規に建設されるガスタービンコンバインドサイクルというのは、発電効率が異なることから、燃料費が高くなることもあって、一般的には既存発電所をベースロードとして再稼働させる可能性というのは想定されないという点をまず挙げています。

2点目として、ただし他の発電施設を含めて、計画外停止の可能性がありまして、全体的に電力需要が逼迫した場合には、一時的かつ補助的に停止された既存発電施設を運転する可能性がございます。

それぞれGTCC3、4号機の片方が停止する場合は、その停止される発電・熱供給量を賄うということで、これはかつてのGTCC3の協力準備調査の中で検討しておりまして、その際には既設の7号機、9号機、10号機、12号機を運転する条件が想定されておりまして、その場合には現状より環境負荷をもたらすことにはならないということが当時の検討で確認されており、同様のことが想定されるだろうというふうに考えております。仮に、GTCC3および4の両方が計画外停止した場合には、現状と同程度の環境影響になるということを記述したいと考えています。

それで、最後に老朽化した他の発電設備が計画外停止する場合には、可能性としてGTCC1から4と、さらに既存の発電施設が運転する可能性も、僅かながらではありますが、あるというふうに考えております。

ただ、マスタープランにおいて、この老朽化された設備というのは、このGTCC3、4の立ち上げに伴って、大きく設備は更新されていくということが想定されておりますので、そういった運転の可能性はほとんど想定されないということをファイナルレポート上記述したいというふうに考えております。

他方、今後実施機関側と協議をしていく予定でございますので、その際にはこのファイナルレポート上で議論している他の発電設備の計画外停止、さらにそれに伴ってGTCC3および4、既設が同時稼働することによって想定される大気汚染・水質汚濁が現状以上の水準で環境負荷をもたらす可能性があるということについて、その環境負荷と累積的影響について留意する必要があるということをし入れ、さらに回避すべきことについて併せて実施機関に申し出、問題意識をしっかりと持っていただくように正していきたいというふうに考えております。

3点目ですが、環境の専門家についてのコンサルタントのTORの記載がより追記が必要だろうと

ということのご指摘をいただきまして、こちら書いておりますような建設中および運転中の環境に関する基準遵守の確実化等々のことの記載を追記したいというふうに考えております。

4点目、セキュリティの確保の観点からパスポートをチェックするということについて、外国籍の住民が一律に建設工事への雇用機会が得られないことにならないよう、ファイナルレポートで記述を工夫することというふうにご指摘をいただきまして、こちら記載のとおり、後段になりますが、外国籍という理由で一律に雇用機会を排除することはしないということの記載を加えたいというふうに思っております。

最後、5点目ですが、ファイナルレポート、住民、ステークホルダーミーティングで一部参加できなかった住民の方々もいらっしゃるということで、それへの対応について、このご指摘をいただいております。

ファイナルレポートおよび今後の対応ですが、今月、2月中を目処に被影響者に対しての説明・協議を行う予定ということであるとともに、昨年11月に関連の説明資料を配付されているということで、この2点をファイナルレポートに追記するとともに、審査のタイミングで進捗状況等についての確認をし、主要な対応を実施機関に求めていきたいというふうに考えております。

以上がまず助言に対する対応でございます。

続きまして、環境レビュー方針のほうをご説明させていただきます。

基本的には助言をいただいたところについての対応を中心にご説明させていただきます。

まず、1ページ目の事業コンポーネントのところでございますが、先ほどもありましたとおり、既存の発電施設との停廃止の関係の中で、実施機関に対して運転停止スケジュールを確認するとともに、累積的影響に応じて適切な環境社会配慮が確保されることを実施機関と確認していきたいというふうに考えております。

続きまして、3ページ目にいきますが、ステークホルダーとの協議について、先ほど申しましたとおり、全ての住民が参加できた状況にはなっておりませんので、そういった参加できていない住民に対する引き続きの説明・協議を行っていく必要性について、実施機関に申し入れをしたいというふうに考えております。

続きまして、飛ばして8ページ目、騒音・振動の箇所でございますが、現状の工事、GTCC2のときですけれども、工事中、運転時のモニタリングの結果としては、IFC EHSガイドラインの基準値を超過しているということが確認されておりますので、今般のGTCC4については建設時の騒音について、夜間の工事を避けて昼間に実施するということについて、先方実施機関と合意していきたいというふうに考えております。

続きまして、10ページ目の用地取得・住民移転でございますが、更新版のLARAPについてJICAガイドラインとの整合性が維持されていることを確認するとともに、LARAPに沿った用地取得の実施がされることを実施機関と改めて合意していきたいというふうに考えております。

最後、11ページ目でございますが、先ほどパスポートの件と雇用機会のところで助言の対応についてご説明申し上げましたが、現地での外国籍の住民が一律に建設工事の雇用機会が得られないということにならないように、改めて実施機関に申し入れをしていきたいというふうに考えております。

すみません、ちょっと冗長な説明になってしまいましたが、助言対応と環境レビュー方針のご説

明は以上でございます。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、今ご説明いただきました内容につきまして、ご質問やコメントありましたら頂戴いたしますので、サインを送っていただけますか。

よろしいでしょうか。

それでは、山岡委員、お願いします。

○山岡委員 どうもご説明ありがとうございます。

4号機の出力ですけれども、630MWというのが正確な数字ということでしょうか。このレビュー方針の1ページ目にそういう数字がありますが、一方で案件概要説明のところは600MW級というふうに書いてありますので、間違いではないと思うんですけれども、これは630というのが正確な数字であって、案件概要説明では600MW級というふうに表示したということでしょうかというのが1点目です。

もう一つ、これかなり複雑な事業というか、増設を重ねているというプロジェクトですので、できれば3号機、2号機、1号機、これの出力もどこかに説明していただいたほうがいいと思うんですが、今回について申し上げるわけではございません。もう既に議論されていますので。

今後こういうような増設の場合には、やはり出力が結構環境に影響を及ぼしますので、できるだけそういう数字は載せていただいたほうがいいのではないかなというのがコメントです。両方ともコメントになるんでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほかございますでしょうか。今の点も関連して、ほかございましたらサインを送ってください。

ちょっと私のほうから1点、登坂さんにご質問ですけれども、既に議論いただいていると思いますけれども、ステークホルダーの中でミーティングに参加していただけなかったことがどれほど全体に対して関わるかということなんですけれども、人数的な規模、もし念のため確認させていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

ということで、今、山岡委員からのコメントと私のほうからの質問について、登坂さんのほうで答えただけませんかでしょうか。

○登坂 ありがとうございます。

まず、1点目の山岡委員のご指摘の630MWについてはご理解のとおりでして、630MWが正しい数字です。

600MW級という書きぶりといいますか、説明ぶりのところなんですけど、ご指摘のとおり、いろんなレンジの発電施設がございまして、その中で600MWを超えるクラスというのがある種の最新鋭の施設ということもありまして、比較的我々の中で600MW級という言い方をしていることもあって、そういった記述がされているということでご理解いただければと思います。

2点目のコメントのところについては承知しました。

不参加の人数なんですけれども、1度開催をする、第2回目のステークホルダーミーティングを開催する際には、対象20世帯なんですけれども、実際、開催をしようとしたら住民のほうから関心なしということで、結果的にはそのときには開催がされなかったんですが、再度開催をするというこ

とで段取ったところ、20世帯対象ですが、男性5名、女性2名が出席したということは確認しておりますが、他方まだ人数は少ないですけれども、きちんとした規模も限られているところでございますし、説明を行うべきという助言委員会でのご指摘もございましたので、それを踏まえて全ての世帯にきちんとした説明が為されるように、引き続きフォローしていきたいということと、実施機関にも同様に申し入れをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかの皆様、ございますでしょうか。

特になければ、今、示していただいた方針に従いまして、今後も事業の進行をよろしくお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○登坂 承知しました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、本件ここで締めくくりとさせていただきます。登坂さん、どうもありがとうございました。

○登坂 ありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。

○原嶋委員長 それでは、次に移りたいというふうに考えております。

次は議事次第の4つ目になります。案件概要説明ということでございまして、ワーキンググループの対象になりますけれども、フィリピン国南北通勤鉄道延伸事業でございます。ご担当のほうで準備が整いましたらご説明のほうをお願いしたいと思いますので、始めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○鈴木 東南アジア・大洋州部東南アジア第五課の鈴木と申します。

では、フィリピン国の南北通勤鉄道延伸事業フェーズ2に係る協力準備調査について概要を説明させていただきます。

次のスライドをお願いいたします。

本日、目次ですけれども、全部で7項目に沿ってご説明をさせていただきます。

早速、背景から説明いたします。次のスライドをお願いいたします。

本事業ですけれども、まず最初はマニラ首都圏および近郊の現状と事業の必要性というところからご説明いたします。

マニラ首都圏ですけれども、全体620km²、比較的小さな都市地域なんですけど、人口につきましては2000年から約20年間、約1.4倍の1,348万人に達しているという地域になります。

その一方で、大量輸送手段としての軌道公共交通というものは首都圏の中でも総延長50kmにとどまっているといったところが課題になっておりまして、今回、本事業の対象地域としておりますマニラ首都圏の北方、北側について申し上げますと、クラークの国際空港の新ターミナルが開港予定になっております。それに加えて、米軍跡地を利用して開発されるニュー・クラーク・シティ、そこから通勤高速移動需要のさらなる高まりというのが予想されているというのが現状になります。

資料に記載がないんですが、若干補足させていただきますと、本事業の対象エリア、ニュー・クラーク・シティというのが一つ大きなところになります。この地域ですけれども、フィリピンにおける基地転換開発庁、BCDAと呼ばれる公的機関が再開発を行っているエリアになります。フィリ

ピン国内の中でも最も近代的で、かつ豊かな緑地を備えた住民、企業にとって持続可能なコミュニティといったものを目指しているエリアになっておりまして、今後は段階的な開発というのがフィリピンの中でも謳われております。2030年には23万人以上、2040年までには55万人以上、最終的には2065年までに100万人以上の居住者を確保するといったことを謳っているエリアになっておりまして、こういった背景もございまして、本事業の対象地域での需要の高まりが予測されております。

次のスライドをお願いいたします。

主に鉄道によりフォーカスした政策および動向ですけれども、2014年にインフラロードマップを策定されまして、フィリピン首都圏、マニラ首都圏では、南北に繋ぐ南北軸というものが提言をされております。2016年に現政権発足しまして、その中でもBuild Build Buildというプログラムの中においても優先事業として本事業も位置づけられているものです。

ここからこの案件特有の背景になりますけれども、本事業というのは当初、実際これは2019年1月にLA、Loan Agreementが調印されているんですが、南北通勤鉄道延伸事業、こちらはちょっと差別化のために以下フェーズ1事業と呼ばせていただきますけれども、当初は今回の本事業とフェーズ1事業というものは同一事業として整理をされておりました。同一事業と整理したうえで、本事業を含む形で1度スコーピング案についての助言委員会について諮らせていただいております。詳細は括弧書きで書いておりますけれども、2017年、2018年にそれぞれ概要説明とワーキンググループを行ったものです。

次の4ポツ目ですけれども、一方で1度助言委員会には、かけさせていただいたんですが、特にこの本事業区間につきましては、先住民居住区と近接しているといったところから、この事業の事業性および必要な手続というものを鑑みまして、本事業はフェーズ1事業とは1度切り離して進めようという整理になっております。

そのうえで、2018年に本事業における線形上に第二次世界大戦跡地というもの、防空壕などが確認をされまして、それがフィリピンのバンバン市より報告されています。その報告を受けまして、フィリピン国立博物館からも必要な考古学的アセスメントを実施したうえで、第二次世界大戦の激戦地との干渉有無というものを確認する必要があると、そのうえでルートを検討するというのが提案されました。

同提案を受けまして、2020年3月以降、協力準備調査という形で候補ルートを再検討いたしまして、前回助言委員会にかけさせていただいたときよりもスコープに変更が生じたというところで再度附議させていただくものになります。

次のスライドをお願いいたします。

こちらが本事業の概要ですけれども、右の地図をご覧くださいとより関係性がわかるかと思えます。

オレンジの区間、マロロスーツツバン区間を繋ぐ事業、既にJICAとしてもLA調印している事業区間ですけれども、南北通勤鉄道のマロロスーツツバン間という事業が一つございます。その事業を北と南に延伸する青色のラインですけれども、こちらが先ほどから申し上げている南北通勤鉄道の延伸事業、フェーズ1という事業になります。こちらが2019年1月にLAに調印されておりまして、このオレンジと青色、合わせて今約150kmほどの南北を繋ぐ鉄道事業となっております。

今回の事業ですけれども、その青色の北側、上側ですけれども、クラーク駅からニュー・クラーク・シティといったところ、点線になっておりますけれども、両区間の約18kmを結ぶものになっております。

なお、補足までですが、クラークからNCC駅までの間には駅はないといったところで、クラークからニュー・クラーク・シティまでの18kmを結ぶ鉄道になります。

目的として書かせていただいておりますけれども、今回の事業区間を整備することによりまして、マニラ首都圏および近郊都市間の連結性強化と、あとは交通渋滞の緩和といったものを図って、マニラ首都圏の経済圏の拡大であったり、あるいはひいては気候変動の緩和にも寄与するといったものになっております。

事業内容につきましては、土木工事、高架・地上を含みまして約18km、プラス鉄道システム、あとはコンサルティング・サービスといったものを想定しております、実施機関は、これまでも実施しております事業と同じように、フィリピン運輸省（DOTr）が実施機関となる予定です。

次のスライドをお願いいたします。

こちらが現在のニュー・クラーク・シティ駅周辺の様子を示した写真となっております。現時点ではまだ開発がそこまで進んでいないエリアとなっておりますが、今後既に申し上げたように、開発されている地域といったところでなっております。

すみません、次のスライドをお願いいたします。

こちらが代替案の検討状況といったスライドになります。クラーク駅からニュー・クラーク・シティ駅、NCC駅までを繋ぐ線形を現在検討しております。そのうえで、検討すべきポイントは二つ主にございまして、一つが第二次世界大戦の激戦地跡、オレンジ色でハイライトしているエリアになります。そちら。加えて、先住民居住区として認定されているエリア、赤色の線で枠を囲っているところですが、この二つでございます。

これまでの推移としまして、Option A、B、Cと3案検討してきておりまして、Aが少々見づらいますが黄色の線、Option Bが赤色の線、Option Cが青色の線となっております。既に資料に記載しているとおりですが、Option Aにつきましては、できる限りそのBCDA、基地転換開発庁が所有している土地を活用して検討されたルート、Option Bにつきましても同じように、クラーク駅、NCC駅を最短で結ぼうといった線形になっておりますが、このOption A、Option Bにつきましては、第二次世界大戦跡地を通過するといったところが一つ課題になっております。そのうえでOption Cが検討されまして、こちらが第二次世界大戦跡地および先住民居住区、両方を回避するルートとして検討されておりまして、候補ルートとして現在検討しておるものです。

次のスライドをお願いいたします。

調査の概要ですけれども、こちらは一般的なものかと思います。目的としましては、円借款事業として実施するために審査に必要な調査を行うところを目的にしております、対象地域はマニラ首都圏の北方、調査内容につきましては既存資料レビューからF/Sの実施、環境社会配慮業務となっております。

次のスライドをお願いいたします。

環境社会配慮事項につきましては、助言をいただきたい事項としましては二つです。環境社会配慮のスコーピング案プラス今後提出されるドラフトファイナルレポートへの助言をいただきたいと

考えております。ガイドラインは記載のとおりでして、カテゴリはAというところで検討しております。

環境許認可につきましても、本事業に係る補足の環境影響評価（EIA）報告書が調査団の下で作成されまして、DOTrに提出されて、最終的にはフィリピンの環境天然資源省によって審査、承認されるという流れになります。

次のスライドをお願いいたします。

続きまして、社会影響につきまして簡単に説明させていただきます。

現時点で想定されている被影響世帯数というのは180世帯を想定しております。そのうえで、先ほどのスライドで示させていただいた候補ルート案につきましては、第二次世界大戦の激戦地跡の近傍を通過するということになっておりますので、今後の調査でも要確認といったところ、プラス実施の段階においては追加的な考古学アセスメントというものを実施することで、激戦地跡への影響の有無、緩和策の検討といったものを行っていきたいと思っております。今後、現地調査であったり工事中といったところで、あくまで可能性ですけれども、未登録、確認されていない防空壕であったり戦没者の遺骨といったものが発見される可能性はあるといったところは現時点で把握をしております。

最終、3つ目のポツですけれども、先住民の居住区およびその周辺を通過する恐れというものもございます。よって、先住民族への影響の確認であったり、あるいはフィリピン国における必要な手続に基づいて、FPICの手続の実施が必要といったところも認識をしているところです。

ここで若干スライド前後いたしますけれども、次のスライドを表示いただいて、少々補足をさせていただきますと思います。

これまでご説明差し上げた中では、真ん中の黄色のハイライトになっている第二次世界大戦跡地と、あとは左下と呼ばばいいのでしょうか、CADT025-Aと薄く書いてありますが、そちらが認定済みの先住民居住区として認識されております。現在の候補ルートというのは、この二つのエリアは回避するルートとして検討が進んでいるものです。

一方で、現在、先住民居住区につきましては、申請手続中のエリアというものがございます。それが連なっておりますが、地図でいう上部分に薄いピンクでハイライトしている箇所、文字でCAD Teable Areaと書いてあるエリアですが、こちらが現在、先住民居住区の申請中というエリアになっております。

さらに加えて申し上げますと、丸で薄く青色でハイライトしている箇所、こちらにつきましては、今後先住民居住区認定に向けた手続が為される可能性があると思います。実際の手続はまだ行われていないんですが、申請が為される可能性があるエリアというのがございます。

このような状況を鑑みまして、今後の状況に応じて必要な確認手続・調査を行っていきたいと考えております。

すみません、前のスライドに戻っていただきまして、想定される環境影響についても簡単に申し上げます。

1点目は施工中の大気質、水質、廃棄物、土壌への悪影響、騒音・振動などというものが想定されます。加えまして、車両通過の際の騒音・振動・大気汚染といったものも考えられると思います。

上から3つポツですけれども、今回の事業対象地域というのは、国立公園など影響を受けやすい

地域といったところを認識しております。また、その周辺には該当しないんですが、重要な自然生息地の該否確認も今後行っていきたいというふうに考えております。

すみません、次のスライドです。最後のスライドですけれども、今後のスケジュールを簡単に示させていただきます。

現在、EIAおよびRAPは作成中というステータスになっております。その中で、4月の早い時期にスコーピング案に係るワーキンググループをお願いしまして、あくまで想定ですけれども、6月の初旬にはDFRを作成、そのうえでまた再度ワーキンググループでDFRについてご助言をいただきたいと思っています。そのうえで最終的なファイナルレポートという形で今後進めていきたいと思っています。

すみません、駆け足ですけれども、概要につきましては以上になります。ありがとうございます。
○原嶋委員長 ご説明ありがとうございました。

それでは、多分恐らく若干複雑な案件で、ご意見多いと思いますので、いただきますので、順番にお願いします。

まず、寺原委員、お願いします。

○寺原委員 こんにちは、寺原でございます。ニュー・クラーク・シティの実現可能性について伺いしたいと思います。

今のお話では、何年に何万人というふうに非常に明確にご説明いただいたんですけれども、BCDAのプランがあるだけで、実際にフィリピン国の一般予算から都市開発を全部やるというお話ではなかったように私は記憶しています。それは四・五年前のことです。

特に、外資に全体的に開発をやってほしいという要請がありまして、国土交通省系のインフラファンド、海外交通・都市開発事業支援機構、JOINさんがその事業に参画するかどうかということを検討されていたと思います。ちょっと前の話で申しわけありませんが、これは今は何年に何万人の人が住むという見通しがきちんと立っている状態なのでしょうかというご質問であります。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、ちょっといくつかまとめていただきますので、次、山岡委員、お願いします。

○山岡委員 どうも説明ありがとうございます。

ルートについての質問2点です。

先ほどのご説明ですとA、B、C案で、C案がどうも最適のように理解したんですけれども、これは今後A、B、C、どのように調査されるのでしょうかというのが1点目です。

2点目が、この激戦地跡を通るということで、考古学的アセスメントをされたということなんですけれども、不発弾とか地雷、こういうものがないんでしょうか。そういう話はされていなかったもので、この激戦地およびこのC案も近傍ということなので、そういう懸念はないのでしょうか。調査はされないのでしょうか。

という2点質問です。以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

まとめていきますので、続きまして源氏田委員、お願いします。源氏田委員、聞こえますか。

○源氏田委員 源氏田です。

○原嶋委員長 お願いします。

○源氏田委員 非常に基本的なところなのですが、適用されるJICAのガイドラインについて質問です。

2022年の4月1日から確か新しいガイドラインが適用されるということだったと思うのですが、この案件、スコーピングのワーキンググループが4月ということで伺っていますので、そうすると適用されるガイドラインは新ガイドラインになるのではないのでしょうかという点、1点確認させてください。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

今のに関連して、説明の中でFPICというのがありますけれども、FPICのCは何か、後から説明してください。

続きまして、掛川委員。

○掛川委員 掛川です。私もJICA事業部の方への質問ですが、二つあります。

一つは6ページ目で、代替案の検討の状況のところです。

こちら、環境面、汚染、エンジニアリングの観点で検討中ということなのですが、これに関する情報は全てワーキンググループの時には提供していただけたという理解でよろしいでしょうか。これが一つ目です。

2点目は9ページ目のところで、一応、念の為の確認になるんですけれども、こちら被影響世帯数は180世帯と書かれていまして、それで次のページでは申請中と申請手続前の先住民居住区が存在するということですが、こちらの人数は、こちらの申請中と申請手続前の先住民居住区に住まれている方の影響を受ける方の人数は入っていないという、そういう理解でよろしいですか。結果的には、もしかしたらもっと被影響住民の方が増えるという、そういう想定でしょうか。

以上、2点です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、錦澤委員、お願いします。

○錦澤委員 ありがとうございます。

ルートに関してなんですけれども、6ページのスライドで、これを見てどこが第二次世界大戦の激戦地跡なのかというのがよくわからない。この緑のエリアということになるのでしょうか。ちょっとそこを事実関係として確認したいというのが1点です。事業部の方への質問になります。

ということと、既に考古学的なインパクトアセスメントがされていて、さらに今後もやっていくということなんですけれども、内容としてはこれ埋蔵文化財が一つあるということで、ここの跡地を線形として進めた場合に、実際に事業を開始して工事し始めたときに埋蔵文化財が出てくるとかということになりますと、すごく事業遅延のリスクになると思います。ですので、こういった調査をされるかということで、現地調査を含めてやる必要があるのではないかなと思いますけれども、その点についても確認させてください。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

松本委員、お願いします。

○松本委員 松本です。ありがとうございます。

掛川委員の質問とちょっと重なりますが、10ページのところです。

この10枚目のスライドの申請手続前で範囲が未確定というのと、申請中のエリアというのがあるかと思います。被影響住民の数とももちろん関係してくるんですが、そもそもこれを見ると、どのルートを選定しようが、CADTeable Areaですか、これは重なりますし、それから申請手続前のところも重なっているというふうに思うので、何となく最初の説明だと、それを先住民居住区を避けたというような説明に聞こえたんですが、実際には避けられていないのではないかというふうに思ったので、ちょっとこのあたり、この申請中と申請手続前のところをどういうふうに扱うのか。

もちろん、これは協力準備調査中の調査項目ではあると思うんですが、現状ではこの申請中のところも既にそれは権利が発生しているというふうに考えるのか。それから、申請手続前はある種 Cut Off Date 的に考えると、この申請があってもそれは後出しだから、ここの申請はあまり配慮には関わらないとか、何かその辺についてもし、大ざっぱでも構わないんですが、見通しがあれば教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、あと二人伺ってから、まとめて鈴木さん、あるいは審査部のほうでお答えいただきますので、田辺委員、お願いします。

○田辺委員 田辺です。

11ページ目のスケジュールについてですが、これ先住民族への影響があった場合に、先住民族配慮計画をつくることになると思うんですけれども、その場合のスケジュールの可能性というのはこの中に既に考えられているのかどうかという点をお伺いしたいです。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

作本委員、お願いします。

○作本委員 作本です。

ちょっと簡単な質問で、既に山岡委員から指摘されたことと関わるんですけれども、まず不発弾が出てくることは十分考えられますね。この場合に、やっぱり不発弾処理のための専門家をきちんと置いていただくようなことを考えておられるのかどうか。

さらにまた土壌が、鉄砲の弾に鉛なんかを使いますと、土壌汚染の可能性が出てきますので、この土砂を廃棄するときの対象地ですか、処理地、そのようなことまでご検討に入れているかどうか、ちょっと教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、とりあえず石田委員のご質問をいただいた後、まとめて事業部、審査部のほうで手分けしてお答えいただきますので、お願いします。

それでは、石田委員、手短にお願いします。

○石田委員 4月のワーキンググループをやった後で、1カ月ちょっとで調査団のほうはDFRを書くようになっていますけれども、そんな短くて十分伝わるんですか。

以上です。手短でした。

○原嶋委員長 どうもご協力ありがとうございました。

それでは、数としては12ですけれども、山岡委員と作本委員、あと掛川委員の二つ目の質問と松本委員の質問はかなり重複しておりますので、まとめていただいても結構だと思います。

あと、日程的な問題と、あと源氏田委員のご質問は多分審査部に対する質問になりますので、審査部、あるいは事業部のどちらでも結構ですので、ちょっと調整していただいて、順次お答えしていただくことはできますでしょうか。よろしいでしょうか。小島さんからよろしいでしょうか。

○小島 委員長、すみません、少々時間いただいています。

○原嶋委員長 説明者、まとめましたら声かけてください。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

今、事業部のほうは少し話し合っておりますので、私から回答する部分だけ先行して回答いたします。

源氏田委員からご質問いただいた適用のJICAガイドラインについてですけれども、2022年4月からのガイドライン適用は4月以降に要請があった案件に適用ですけれども、協力準備調査についてはその前に協力準備調査の実施について合意があって、協力準備調査に入っているものというのは2010年4月バージョンの適用になるということで、本事業についてもそのカテゴリに該当し、2010年4月バージョンのガイドラインに基づいて、今、調査が進められているということになります。

従いまして、それとも関連して、先ほどFPICのCは何かということもございましたけれども、2010年4月のガイドラインに基づいて、CはConsultationということになります。

取り急ぎ私からの回答は以上です。

その他の点、もう少しお待ちください。

○原嶋委員長 源氏田委員、いかがですか。

○源氏田委員 ご説明ありがとうございました。

ということは、要請があった時点でそれが2022年4月1日以降の要請であれば、その案件から新ガイドラインということによろしいですか。

○原嶋委員長 加藤さん、いかがですか。

○加藤 ご質問の点、これもルールで明確に規定しておりますけれども、2022年4月以降に要請があったとしても、協力準備調査についての実施の合意が2022年3月31日以前になされ、これに基づいて協力準備調査が進められていた場合には、2010年4月版が適用されるということになります。そのような取り扱いにしないと、これまで進められている協力準備調査について手戻りが生じてしまうということになりますので、そういった取り扱いにしております。

以上です。

○原嶋委員長 源氏田委員、いかがですか。

○源氏田委員 承知しました。理解しました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、一応事業部のほう、あるいは事業部のご準備をお待ちしますので、よろしくお願いします。

○加藤 承知いたしました。

○鈴木 すみません、お待たせいたしました。では、いただいたご質問に回答を順番にさせていた

だきたいと思います。

まず、1点目です。このBCDA、開発しているニュー・クラーク・シティエリアにつきまして、申し上げた想定される居住者の数というのは、現時点で把握している最新の数というところになっております。

そのうえで、JOINについても言及いただいたと認識しております。我々の認識ではJOINも引き続き同エリアの開発というのは関心を示していると。引き続き関心を持って開発事業への動きというものを注視しているといったところで認識をしております。

簡単ですが、1点目は以上です。

続きまして、ルートの件です。Option A、B、Cとある中での今後の検討をどう想定しているかといったところで、今後につきましてはA、B、C並行して検討していきたいと思っております。

Option Cは一応候補ルートとしては書かせていただいているんですが、引き続き3案代替案を検討していきたいというふうに考えております。

同じく、2点目でいただいた第二次世界大戦跡地の不発弾だったり地雷といったところで、今後の対応をどうするつもりかといったところと認識しておりますが、まずはアセスメントを引き続き行っていくといったところを考えております。そのうえで必要に応じて、必要であれば不発弾だったり地雷の専門家といった方の配備も検討していきたいというふうに考えております。

ちょっと順番前後してしまうんですが、別でいただいた第二次世界大戦跡地がどこなのかといったところも併せてご説明させていただきます。

今表示されている中で、少々色がわかりづらいんですけども、オレンジといいますか、ピンクのようなオレンジのようなエリアです。地図の真ん中にございますエリアというのが第二次世界大戦跡地になっております。

なので、この緑線で囲われた部分は第二次世界大戦跡地ではなくて、このオレンジ、ピンクで色塗りされているような箇所、こちらが第二次世界大戦跡地ということになっております。ありがとうございます。

では、続きましていただいた質問に順番に戻らせていただきまして、現在の代替線形の案の中で、社会面、環境面と、あるいは汚染、エンジニアリングの観点で検討中となっているところにつきましては、ワーキンググループで情報は整理のうえで共有させていただきたいと思っております。

次の点ですけれども、住民移転数のご質問をいただいたと理解しています。世帯数180世帯の中について、今後この申請中であったり申請前のエリア、その申請が受領された後、どう増えたりするのかといったところですが、現状、現在の線形で検討され得る、想定され得る被影響世帯数が180世帯というふうに想定しています。なので、今後先住民居住区の申請の受領結果にかかわらず、現時点では180世帯といったところで認識をしているものです。

加えまして、この180世帯の中で自身を先住民だと言う方、4世帯確認をしているんですけども、その4世帯というのは、現在、先ほど別地図で示しました先住民居住区に由来する先住民ではないといったところは確認をしております。皆さん、4世帯ともにこの事業エリアからは1,000kmほど離れたエリアに由来する先住民の方といったところを確認しております。これは補足までとなります。

ルートにつきまして、そうですね、第二次世界大戦跡地につきましては、先ほど申し上げたとお

り場所なんですけれども、工事中に今後現地調査、工事中に見つかった場合、事業の遅延といったところが想定されるので、現地調査だったりが必要ではないかといったところもいただきました。ありがとうございます。

考古学的アセスメントを行って、第二次世界大戦跡地の干渉有無というのは確認をしているんですが、今後も追加的に調査を行っていきたいと考えております。その内容もまた共有させていただきまして、それに応じて助言もいただければというふうに考えております。

続きまして、もう1点、ルートに関連しまして、現在申請中、あるいは申請手続前のエリアをどのように捉えるべきかといったところです。

こちらですけれども、現時点では申請中あるいは申請手続前ですので、今後この申請あるいは申請されるであろうエリアが、実際に先住民居住区として認定されるかどうかといったところがまず一つ重要なポイントになるかと思います。

そのうえで、仮に認定されるといった場合につきましては、フィリピン国内で必要な手続、先ほど申ししたFPICという、日本語で言うと自由かつ事前の情報に基づく同意といったものをエリアの方から取り付けて、そのうえで証明書を取り付けて、そのうえで線形を決めて事業を実施するという必要が出てくるものです。なので、Cut Off Dateというのではなく、あくまで申請されて認定が為された場合には、フィリピン国内の必要な手続に応じて、必要な手続を実施したうえでの事業実施が必要になるといったところとなります。

あと、いただいた点で申し上げますと、DFRの完成までのスケジュール感だったところをありがとうございます。そうです、ご指摘いただいたとおりのところもあるんですが、一つは既にこの案件特有の背景もありまして、このエリアの調査というのが既にある程度は実施をしている状況でございます。そのうえで、現時点で想定されるのが6月の初旬といったところなんですけれども、もちろんその間にワーキンググループスコーピング案も実施させていただいて助言をいただきますので、その中でいただいた助言にも応じてDFRの完成時期というのは調整していきたいなとも考えております。

すみません、IPP、先住民配慮計画につきまして、この中で、現時点では先ほど申し上げたとおりで、影響住民というのは180世帯といったところを想定しております。ただ、一方でももちろん必要に応じて、今後の調査の中で新たな情報などあれば対応していきたいと考えております。

すみません、お時間いただきまして。私のほうで漏れていた土壌の汚染の可能性といったところをいただいていたご質問なんですけれども、こちら今後調査、アセスメントの結果を踏まえまして、また助言委員会でも共有させていただきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございます。

一応一通り触れていただいているとは思いますが、質問に対するお答えとしては一応全て私どものチェックで大体触れていただいていると思いますが、十分、不十分かはまたそれぞれご意見あって、補足でコメントありましたら、委員の皆様、サインを送ってください。

ちょっと私のほうで聞いた限りでは、クラーク・シティの実現可能性というか、見込みについてお答えがちょっと弱かったような感じがするのと、あと錦澤委員から事業遅延のリスクに対する予見というのをどう思っているかというご意見に対しても、ちょっとまだお答えとしては必ずしもど

うかなという感じもしましたけれども、ほかに委員の皆様、今の回答で足りるか足りないか。

もう少し詳細はワーキンググループでのご議論になると思いますけれども、ここで確認が必要であればサインを送ってください。よろしいでしょうか。

木口委員、お願いします。

○木口委員 ありがとうございます。

先ほどの掛川委員、松本委員のご質問へのご回答なんですが、結局この計画があることで、今申請されている先住民族の居住地域というものの決定に何か大きな影響を及ぼすのではないかという懸念を持ったんですけれども、その辺に関しては、今、JICA事業部の方ではどういうふうにお考えでいらっしゃるのでしょうか。今後いろいろ調査も進められて、ワーキンググループで詳細議論することかと思いますが、今の段階でもし何かあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、事業部のご担当の方、お願いしてよろしいでしょうか。

○鈴木 ありがとうございます。

○原嶋委員長 今後、申請が下りるか下りないかということと、下りるタイミングと事業の進行のタイミングによって状況がどう変わってくるかということをいろいろご心配だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木 ありがとうございます。

そうですね、まずいただいたところでNCCの開発の可能性のところにつきましては、あくまでもフィリピン側としても今後開発は続けていくといったところは謳っておりますので、開発の可能性がないというわけではないということですし、フィリピン政府としても注力していくエリアの一つであるといったところは変わりがないかと思います。また、事業の遅延の可能性といったところもご指摘のとおりかなと思います。できるだけ調査の中で調べていくと。その中で不確実なものをできるだけ減らしていくといったところがまずは必要なものと認識をしております。

3点目いただいたところでして、この事業が計画されることで先住民居住区の影響といったところをいただいているかと思います。

こちらですけれども、まず最初の2017年、2018年頃、フェーズ1事業と一体として調査を進めていた頃に、このエリアにつきましては、Certificate of No Overlapという形で、先住民居住区を通過しないといった証明書を1度取っているという経緯がございます。そのうえで検討を進めてきたといったところがございますので、当初はこの計画によって先住民居住区への影響があるといったことは確認をしていなかったという背景がございます。

最後にいただきましたこの事業のタイミングと、あとは先住民居住区の承認のタイミングによってどのような影響があり得るかというのは、本当にご指摘いただいたとおりで、複数パターンあり得るかと思っておりますので、仮に繰り返し出て承認された場合には、フィリピン国内で必要な手続というものが生じてきますので、その手続にも応じて本事業も検討せざるを得ないといったところはあるかと思いますが、こちらもちょうとどのような状況になっていくかというのを、その時々で共有させていただければなと思っております。

簡単ですが、以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

審査部の加藤さんに一つ質問なんですけれども、先住民族の居住区としてフィリピン側が指定するかしないかにかかわらず、先住民族に当たる方がいらっしゃれば、JICAのガイドライン上はFPICという、CはConsultationのCですけれども、これは適用するということによろしいのでしょうか。

○加藤 ご理解のとおりで、相手国法制度の遵守はもちろんです、それとは別に、世界銀行の先住民に関するOP 4.10に照らして、その条件に該当する被影響住民がいるかということ判断し、該当すれば先住民族としての手続を取っていくということで、相手国の許認可、制度いかににかかわらず、必要に応じてそういったものを追加的に取っていくということになります。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

柴田委員、お願いしていいですか。

○柴田委員 柴田です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ちょっと手短にお願いします。

○柴田委員 はい。そうですね、ワーキンググループのときにまた整理して教えていただければということで、1点だけなんですけれども、資料の5ページを拝見しまして、ニュー・クラークのNCC駅の近くの先住民族居住区の付近がアンダーグラウンドの緑色に塗られているのは、何かそういった権利関係を回避するような意図があるのかどうなのかというところと、あとその地下を穿孔する場合に、そういった先住民族関係の手続にどういった違いが生じるかというところを、これはワーキングのときにまた整理して教えていただければというふうに思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

事業部のほうで何かレスポンスありますか。柴田委員のコメント。

○鈴木 ありがとうございます。

ワーキンググループの際に情報を整理しまして、改めて共有させていただければと思います。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、一応この案件、いろいろ複雑な経緯もありまして、3月ないし4月にはスコーピングのワーキンググループが予定されておりますので、その際には今のことを踏まえて、さらに深いご議論をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。委員の皆さん、もしどうしてもということであれば承りますし、あと小島さん、換気のための休憩は必要になると思いますけれども、いかがでしょうか。

○小島 説明者が入れ替わる際に換気させてもらえればと思います。

○原嶋委員長 それでは、委員の皆様、次の機会はスコーピング案のワーキンググループということになりますけれども、ここで最終的に何か重要な事項がありましたら確認を取りたいと思いますので、ご発言をいただきますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、一応本件、本日の説明はここで締めくくりとさせていただきます、いくつか宿題と

いいですか、お願いしていることがございますので、事業部のほうにはご準備をお願いしたいと思います。

あえて1個だけ確認したいんですけれども、そもそもこのクラークの新しい新都市の土地というのは、もしかしたら元々激戦区とか先住民が住んでいたところを使っているような印象もあるんですけれども、そういった何か遡った背景ってあるんですか。1個だけすみません、ちょっと蛇足かもしれませんが、教えてください。

○加藤 少々お待ちいただければと思います。

○鈴木 すみません、お時間いただきましてありがとうございます。

ちょっと確定的なことを言えるものではないんですけれども、我々の認識しているところでは、このニュー・クラーク・シティのエリアというのは元々米軍の基地があったところで、その後、基地が転換された後、BCDAが政府としても開発許可を得て開発をしようとしているエリアになっております。現地では認識しているんですが、検討の当初というのは、このエリアが先住民居住区だといったところは認識されていなかったところですし、この申請の手続につきましても比較的時期としては最近出てきた話であるといったところの、すみません、背景と経緯ですけれども、共有させていただきます。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

今の質問は実は米軍基地ができる前どうだったかということなので、またそれは調べておいてください。

○鈴木 承知しました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 多分、遡るといろいろ複雑なまた経緯があると思いますので、ここでは全部は難しいと思いますけれども、要はいきさつの中で米軍基地ができる前のまたさらにさらに過去のいきさつがいろいろあると思うので、また確認をお願いします。

ということで、一応本日の説明についてはここで締めくくりとさせていただいて、じゃ小島さん、休憩ということでよろしいでしょうか。

○小島 15時15分でいかがでしょうか。

○原嶋委員長 承知しました。それでは、15時15分に再開ということで、一旦休憩させていただきます。どうもありがとうございます。それでは休憩です。

15:09 休憩

15:14 再開

○小島 まだ時間は少し早いですけれども、本日、本部からは2か所に会場分かれて説明することになります。今、私がいるのは麴町にある本部の会議室で、別途民間連携事業部の皆さんは竹橋のほうの部屋にいます。場所が違うだけで、説明内容は普段と変わりませんが、ご了承ください。

では、委員長、お願いします。

○原嶋委員長 よろしくをお願いします。再開させていただきます。

それでは、次はワーキンググループの会合報告ということで、1件ございます。パラグアイ国の持続的林産業支援事業です。

本件につきましては、谷本委員にお願いをしましたので、谷本委員、ご説明お願いしてよろしい

でしょうか。

よろしくお願いします。

○谷本委員 谷本です。

それでは、本件のワーキンググループの内容を報告させていただきます。

本件は、ヨーロッパ並びにパラグアイの企業が出資をして設立されるParacel社という民間企業が行うユーカリの植林地の造成、パルプの製造工場の建設並びにそれらに関連する道路といったインフラ等の整備に対して、JICAが海外投融資のスキームを活用して融資を行うというものです。

ワーキンググループは、会合を1月14日に行いました。メンバーは、石田委員、小椋委員、作本委員、林委員、そして私の5名で行いました。

それでは、ページをめくっていただくということで、助言案のほうの説明に参ります。

本事業のプランテーション部分は、今回のJICA融資部分の9か所と将来計画の9か所に分かれております。将来計画部分のプランテーション事業に予想される派生的・二次的な影響について、JICAは融資期間において十分にモニタリングをするように事業実施者に申し入れてくださいというのが1点目の全体事項になります。

2点目は環境配慮の点です。

ユーカリはご存じのように、土壌の劣化が植林によって進むといったマイナス面が指摘されておりますことから、ユーカリ単一植林の繰り返しに伴う生態系、土壌などへの環境影響の有無を適切にモニタリングするように、JICAは事業実施者に申し入れてくださいということが2点目です。

続いて、社会配慮です。これは4点あります。

その3番目のところですが、アクセス道路のRight of Wayです。道路幅での取得もしくはRight of Wayのための権利設定に関して、当事者間において自由かつ対等な契約の原則に沿った取引になっているかどうかをJICAとして注視してくださいということが3点目です。これは論点のほうで後ほど少し詳しく述べたいと思います。

次に、4点目です。先住民族への補償・支援の枠組みに関して、自然環境に依存した食料の調達といった伝統的な生活環境を尊重し、その環境への重大な影響を起こさないような取り組みの検討を行うよう、事業実施者に申し入れてくださいということが4点目です。

続いて、5点目です。同じような点なんですけど、これは魚類に関して、魚に関して少し詳しく助言をしております。

魚類の調査結果によると、現地の人たちは自給、販売、儀式や装飾といった多様な目的のために魚を捕っており、どれも地域の人々の生計・生活に欠かせないものになっております。これらの状況に鑑みて、人々が行う河川魚類の利用に対して適切に配慮するために、本事業の環境社会配慮計画の立案およびモニタリングの実施に際して、先住民を含むコミュニティが意味ある参加を行うように実施機関に申し入れてくださいということが5点目です。

続いて、6点目です。本事業では従業員が8,000名を超えるという大規模な住宅の設営が計画されており、この場合に、平時だけではなく、いわゆる現下のコロナへの対応についても保健医療体制や安全管理システムを確認して、環境管理プログラムに反映するようにJICAは事業実施機関に申し入れてくださいということが6点目です。

続いて、ステークホルダー関係が2点あります。

まず7番目、Stakeholder Engagement Planなどの計画が記載されておりましたが、それぞれの計画の作成の目標時期、実施・実行の時期、またステークホルダーへのフィードバックの時期などのタイムスケジュールをJICAとして事業実施者に確認してくださいということが7点目です。

最後に、8点目です。植林部分のEIAに関し、ステークホルダーミーティングの議事録の詳細をJICAは確認してくださいということが8点目です。

以上が助言案になりまして、続いて論点のほうにも進みたいと思います。

ページを変えていただいて、論点のほうになります。

ワーキンググループでは、先ほどの環境配慮の3のところで少し述べましたが、いわゆるアクセス道路の道路幅の取得に関して、民間企業であるParacel社と、それから土地の提供者の間に不動産の取引が行われるわけですが、情報の非対称性が予見されると。このために、土地の提供者側が不利益を被るような不動産取引が行われる懸念があるのではないかということが議論として出されました。

加えて、JICAのガイドラインでは再取得価格での取引というものが求められているわけですが、本件のごとく強制性を伴わない土地取引に関しては、当事者間の合意に基づく取引を前提としており、再取得価格に基づく補償は適用されないということになります。JICAのガイドラインが適用されないということになりますので、土地あるいは用地取得について、不動産市場における適正価格での取引から逸脱した取引、いわゆる買い叩きなどが行われるのではないかとといった懸念も併せて委員から示されました。こういう議論がありましたので、これらのことを先ほど申し上げました助言の3としてまとめられました。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ご参加いただいた委員の皆様、石田委員、小椋委員、作本委員、林委員、もし補足、あるいは追加で何かご発言ありましたらいただきますので、サインを送ってください。

それでは、一応本件その後にレビュー、そうですね、確認事項、レビュー方針もついておりますけれども、まず助言文を中心に、委員の皆様、広くご発言いただきたいと思いますので、ご質問、あるいは確認ありましたら、サインを送ってください。

長谷川委員。

○長谷川委員 長谷川ですが、担当委員の方々、どうもご苦労さまでした。中身の話よりも表現の仕方です。ちょっとお聞きしたかったんですが、助言の最後のところで、事業者、実施者に申し入れるという表現のところで、それから申し入れでなくて確認するというふうな言いぶりのところがあります。これはあえて何か意味があって使い分けをしたのか。

それから、そういった言い方からすると、3番目の助言については単純に注視することとなっているのですが、このあたりはやはり申し入れ、確認という言葉にしないでいいのか。この辺ちょっと教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 谷本主査、よろしいでしょうか。もし何か、あるいはそれぞれの委員の皆様でも結構ですが、谷本委員。

○谷本委員 長谷川委員が指摘されました、実施事業者に申し入れることと、それからJICAとして

注視する、あるいは確認することというんですか。これもワーキンググループの際にきちんと事業実施者に伝えるという点と、JICAとして注視しておくことというふうな、ちょっと強弱の意味ですかね。その辺の差をつけたという形で、こういう二つの表現にしました。

ちょっと他の委員のメンバーでもし補足があればお願いしたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 小椋委員、もし何かご発言ありましたら。

○小椋委員 そうですね、これはあくまでも自由な契約に則った、3番目の助言に関してなんですけれども、自由な契約に則ったということが前提になっていますので、もし注視したうえで非対称性だとか、あるいは市場価格から大幅に下落したような、いわゆる買い叩きが行われるようなことであれば、そこから実施機関に申し入れることということで、段階を踏んでという意識をして注視という言葉にとどめたという意識でございます。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

長谷川委員、ご理解いただけましたでしょうか。

○長谷川委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 続きまして、米田副委員長、お願いします。

○米田副委員長 すみません、私も全く同じようなことだったんです。

注視すること、あるいは確認することの後に、もう一つアクション、JICAとしてどうするのか。例えば、助言3の場合はそういう取引になっていなかった場合にどうするのかという、そこまで助言の中に入れておいたほうがいいのかなど思っていたんですが、今のお話だと段階を踏むということで、こういう表現にしたという、皆様のご意見でそういうふうにしたということで理解しました。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

奥村委員、お願いします。

○奥村委員 作本委員にご質問なんですが、最後の助言のところですけども、8です。

これはEIAですけども、先方から来ているレポートはESIAなので、ESIAのほうがいいのかなど思ったんですけども。

○作本委員 ありがとうございます。

ご指摘のとおりESIAですね、ごめんなさい。ご指摘のとおりであります。

○奥村委員 あとはやっぱり米田委員と同じような感じで、これ議事録がなかったらどうするんだろうというのが気になったので、それは審査部の方に確認いただきたいです。

○作本委員 わかりました。

○奥村委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、8番のところ、EIAをESIA、環境社会インパクトアセスメントですか、これでよろしいでしょうか。事業部、あるいは竹橋のほうですか。もう1度確認をお願いしていいですか。事業部の方、あるいは審査部のほうで、もう1度念のため終わりに確認しておいてください。ご指

摘のとおりであれば、それで修正ということをお願いします。

続きまして、掛川委員、お願いします。

○掛川委員 ありがとうございます。

私はこの3ポツのところで、今、米田委員が言われて、小椋委員から回答もいただいたんですが、私も、「注視した後」、もし起きたらどうするのかなというので、私はあえて入れておいたほうがいいかなと思っています。ですので、例えば、「注視し、不公正・不公平な取引が確認された場合は、事業実施者に申し入れること」とか、そこまで入れておいたほうが、きちんとした表現として成り立つのかなという気がしました。いかがでしょうか。

○原嶋委員長 これは小椋委員、お願いしていいですか。

○小椋委員 異議ございません。少し1歩下がったような助言になっているかなと私も感じてはありましたので、今のご発言のとおり、もし修正が可能でしたらお願いいたします。

○原嶋委員長 ちょっと今、文章、掛川委員、もう1度お願いしていいでしょうか。

○掛川委員 はい。「注視し、不公正・不公平な取引が確認された場合は、事業実施者に申し入れること。」

○原嶋委員長 改善を申し入れるんでしょうね。

○掛川委員 ああ、そうですね。「不公平な取引が確認された場合は、事業実施者に改善を申し入れること。」

○原嶋委員長 谷本主査、ちょっと確認をお願いしていいですか。

○谷本委員 ありがとうございます。小椋委員が納得されましたので、私のほうは異議ございません。

以上です。

○原嶋委員長 小椋委員、いかがでしょうか。

○小椋委員 どうもありがとうございます。念の入った助言になったと思います。ありがとうございます。

○原嶋委員長 米田委員も関連してご発言ありましたけれども、よろしいでしょうか。

○米田副委員長 助言3についてはこれで良いと思います。

助言8も同様なことを私は思っていて、確認するだけではなくて、必要に応じて反映することとか、その先を1歩入れておいたほうがいいのかなと思っていました。

○原嶋委員長 作本委員、いかがですか。

○作本委員 ご指摘ありがとうございます。

今の米田委員の件については、随分ワーキンググループで議論したんですね。今の段階で議事録詳細が示されていないのはなぜなのかと。じゃ、今後この全体会合の場で提供してくれるのか。そういう場面も含めて議論したわけですが、ここまで、レビューの段階まで来ておまして、とりあえず確認という言葉で若干消極的だったかなと思いますが、表現をとどめさせていただいたようなことがあるので、そういう意味では先ほど小椋委員と同じようなことがここでも起こり得ているのかもしれない。もし適切な確認方法があれば、我々も今後ワーキンググループ等でタッチできないわけですから、何かしらJICAの立場において実質的なチェックをできるような仕組みを入れていただければ、文言を入れていただければありがたいです。

以上です。

○原嶋委員長 民間連携事業部の多田さんでしょうか。

○多田 JICA民間連携事業部多田でございます。

○原嶋委員長 まず、3番目の修正についてはまず1件と、今8番目、議事録の有無なのか、またさらにその詳細なのか、これの目処というか見込み、もしあればそれで確認を取っていただくということでしょうけれども、議事録そのものがどれぐらいの見込みで今、助言を受け止めていらっしゃるのか。こちらの今の委員の皆様のご意見としては、議事録の有無、あるいはその詳しいところが確認取ってほしいと。もし取れないのであれば強く出てほしいと、そういうことなんでしょうけれども、受け止めとしてはいかがでしょうか。

○多田 助言の3につきましては、今ご提案あったような内容で事業部のほうも異論はございません。

助言の8につきましては、現時点では我々もまだ確認できておりませんが、これがあることを確認するということで、議事録を作っているということは聞いておりますが、無いということは想定できないので、これについてはJICAのほうで審査のうえでしっかり確認するという事かなと思っておりました。

以上でございます。

○原嶋委員長 米田委員、いかがでしょうか。文章を深めるか、あるいは今のお話では確認を取る見込みがあるということで、文章をこのままにするかということですが、米田副委員長、いかがでしょうか。

○米田副委員長 私は議事録詳細そのものが未確認であるということは思っていなかったものですから、ここの助言を出したことは、その先をさらに何か議事録詳細の中から反映する内容があるのかなと思っていましたので、すけれども。

○原嶋委員長 作本先生。

○作本委員 すみません。今の米田委員のお話のとおりでありまして、我々、議事録を現物を、メモにせよ見ないでこのレビューまで進んできていいのかなということで混乱しながらこの表現を使ったわけなんです、議事録について我々は全く見る機会がなかったというのは一般には通じないわけですし、これを例えば、先ほど申し上げましたワーキンググループ、あるいは全体会合で、少なくともワーキンググループで確認できないのであれば、全体会合で簡単な報告をしていただくと。議事録があったということと、どういうことが主に議論になったかということぐらいは入れていただかないと、我々この手続をスキップしたということになりかねないのではないかなというふうに、懸念しております。

以上です。

○原嶋委員長 率直に言って、海外投融資の場合にはEIAの報告書の内容が必ずしも厚くないという場合がしばしばあって、情報が一般の案件に比べると少ないということが多くて、こういったことが起こることが懸念されておりますので、一応表現としてはステークホルダーミーティングの議事録の詳細を確認していただく。多田さんのほうは、これはある程度受け止めとしては確認できるという見込みでよろしいんでしょうか。

○多田 はい、そのつもりでおりますし、今、作本委員がおっしゃられたように、JICAの審査にお

いて確認して、その結果の概要等を審査の結果のご報告等と言及するという、それは可能でございます。

○原嶋委員長 審査部に確認ですけれども、それを助言委員会のほうで何かご報告いただくようなタイミングってまたあるんでしょうか。加藤さんでしょうか、小島さんでしょうか。

○加藤 審査部の加藤です。

本件は環境レビューのワーキンググループですので、合意文書締結後に助言対応結果についての報告の機会がございますので、その助言対応結果報告の機会にご説明できるかなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、一応助言の文面としては当初の案という形で、今のようなことを今後対応していただくということで、作本委員、米田委員、いかがでございましょうか。

○作本委員 作本ですが、ちょっとよろしいでしょうか。

先ほど委員長がちょっとおっしゃられたことと関わるか関わらないか、私、わからないんですが、これが民と民の契約であるということから、こういう議事録の詳細、あるいはESIAの報告書の作成方法が変わってくるんだとすると、私どもはちょっとやっぱり新しいガイドラインも適用される時期にもありますが、いわゆる投融資関連、あるいはIDNですか、他の国際機関との協調融資ということもありますので、何か漏れている部分に当たらないのかどうかということにつき、いまだに不安が残っております。事業自体の仕組みからこれが当然生じたのかどうかです。

先ほど3番の助言案もそうですが、民対民のところにどのように投融資のチェックという網をかけられるているのかと、確認できているのかということと、もし本質的にどこか見えないところが何か関わっているんだとすれば、私も気づいておりませんけれども、注意していく必要があるかなということは気にしております。印象です。

以上です。

○原嶋委員長 加藤さん、今のをちょっと整理できますか。決して海外投融資が全部悪いというわけではないですけれども、一般的に開発準備調査の段階からJICAの調査団が関わっていないので、どうしてもEIAの書きぶりとか情報量が少し違ってくるのがしばしばこれまでの経験でもあるということなんですけれども、それがガイドライン上問題ということではないとは思いうんですけれども、いかがでしょうか。

○加藤 ありがとうございます。

私どもは情報の多寡にかかわらず、JICAガイドラインに沿って審査をし、それが十分に我々の審査を通るに足る内容かということを確認していくということになりますので、足りないものは要求していくということになります。

民間事業においてもIFCのオペレーションのように、きちんと確認すべきところを確認する対応は為されているプラクティスがありますので、そこはあまり心配しておりません。作本委員がおっしゃられた民民の取引ということが先ほどの土地の取引の関係を指しておられるとすると、それとは別に現地ステークホルダー協議はJICAガイドラインもしくは国際水準に沿って行われているので、両者は切り離してお考えいただいたほうが良いと思っております。

私からは以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

作本委員、土地取引の関係とEIAの情報量とは若干性質が異なってくる問題ではあると思いますが、一応本件については今回ワーキンググループに提出されたところでの情報としては、ちょっと議事録の詳細が足りなかったと。それについては事業部のほうにあるいはJICAのほうに、もう1度確認をするように要請するというので、それをまた最終的な合意的段階で報告していただくということになるかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○作本委員 加藤課長と今の委員長、ありがとうございます。内容がよくわかりました。

○原嶋委員長 ということで、8番については一応こういう形での文章で受け止めていただいて、実践していただくということでご理解いただくということでよろしいでしょうか。

それでは、ESIAは修正ということと、3番目は修正ということになりますけれども、ほか委員の皆様、ご発言ございますでしょうか。助言文について発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特になければ、助言文そのものについては、今2か所調整といいますか、修正を入れさせていただきましたので、それで確定をさせていただきたいと思います。確認になりますけれども、委員の皆様、いかがでございましょうか。谷本主査、いかがでしょうか。

○谷本委員 ありがとうございます。了解をいたしました。

○原嶋委員長 事業部の多田さんのほうも、一応確認していただいてよろしいでしょうか。

○多田 はい。ここでご意見あった内容で当方特段問題ございません。

以上です。

○原嶋委員長 では、先ほどちょっと追加で確認の注文がありましたので、議事録の確認をよろしくをお願いします。

それで、この後、論点と、あと環境レビュー方針がございすけれども、論点で1点私のほうから確認をさせていただきたいんですけれども、ガイドライン上は非自発的住民移転について再取得価格ということになりますけれども、土地取引ということと、非自発的住民移転ということとでして、これの境界線は意外に現実には難しいところがあると思うんですけれども、ガイドラインの再取得価格の要請が適用される場合と、民民の取引をするというところの境界線、これは全ての、ただ土地取引をする場合、民民で契約するというところの場合に、必ずしも再取得価格の条件が適用されるとは限らない場合もあるような感じがしますけれども、この辺の整理は加藤さんに聞いたほうがいいでしょうか。

○加藤 ありがとうございます。

この線引きは、まさに論点のところに記載しておりますとおり、強制性を伴うかどうかということとありまして、今回の取引についても、合意に至らなければ土地の提供者は断ることができるという状況にあるということです。

この枠内に入るものには、相手と合意形成をして、ある一定の価格で合意に至るものもあれば、別のケースではこの事業を実施してほしいので、無償で土地を提供しますというものもあり、そういったケースも強制性を伴わない土地の取引に該当すると考えております。無償の土地の提供にみられるように、当事者同士で合意したものについて、いやいや、再取得価格で提供するべきであるという形でJICAから主張するということはしていないというものでございます。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

田辺委員に伺ったほうがいいかもしれません。田辺委員。

○田辺委員 はい。この辺の例は確かIFCの中でいろいろ規定されていたものですが、ちょっと私のほうで今すぐは、すみませんが。

○原嶋委員長 要は民民でやるということと強制性があるかという、その境界線は言葉としては分けられますけれども、現実的には状況の中で判断が非常に難しい場合があるんじゃないかということとを若干懸念しているということと、住民移転が伴う土地取引と伴わない土地取引というのがありますので、そのケースによって若干JICAのガイドラインの適用も変わってくると思います。当然、先方のほうのルールも変わってくるということで、難しい問題を含んでいるという印象を持っています。

もしほかの委員の皆様、何か。

○作本委員 すみません、作本ですけれども、ちょっと教えてください。

○原嶋委員長 どうぞ。

○作本委員 やはりIFCの話が出ましたけれども、赤道原則なんていうところと密接に関わっているんじゃないかと思います。もし、今日銀行の方で委員でおられて参加されている方がいれば、どのような実務対応を取っているのか、具体例を含めて、そういうことでもしちょっとお話をいただけるとありがたいと思います。特に金融機関の方が今日委員で参加されていればということで。

○原嶋委員長 そうすると、まずは小椋委員に伺ったほうがいいと思いますし、あとは銀行の関係では山崎委員がご出席でありますけれども、小椋委員、教えていただけますか。多分、小椋委員が1番お詳しいので、レクチャーをお願いしてよろしいでしょうか。

○小椋委員 日本の場合は土地収用法が適用されている事業であれば、いわゆる土地収用の強制力を伴った事業となるが、本件事業はパラグアイ政府の土地収用事業かということ、そうではないという立場を取っておられるようです。いわゆる強制力を伴わなくて、任意での買収なんだろうというところは私も理解しております。今回の助言、あるいは論点は、今後、特に民間連携の場合、土地収用の強制力の有無のお話が増えてくると想定して取り上げたものです。

例えば、今回は林産業ですけれども、PPP事業で道路事業のような公物になってくると、土地収用権を背景にした強制力を持った事業も出てくるので、これはケース・バイ・ケースで考えるしかないのかと思いますが、ガイドラインの運用と今回のような強制力のない事業の取り扱いは、今後グッドプラクティスやベストプラクティスとして集めるべきだとも思っています。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

山崎委員、もし何かお知恵があればお借りしたいんですけれども、よろしいですか。特に。

ということで、あと小椋委員にまとめていただいたような形での今後問題点の意識を持って対応していきたいと思います。

あと、環境レビュー方針についてはいかがでしょうか。これはどうでしょうか。

米田委員、どうぞ。

○米田副委員長 すみません、環境レビュー方針についてコメントが3つほどあります。

○原嶋委員長 お願いします。

○米田副委員長 すみません、いつもの保護区と生態系に関する話なんですけれども、環境レビュー方針の書きぶりとか、そういう話なんですけれども、まず7ページ目です。地図の下の方の文章なんですけれども、保護区の話が書いてあります。

一つは簡単な話ですが、生物保護区という言葉を使っておられますけれども、これはBiosphere reserveのことなので、生物圏保存地域という言葉を使っていたきたいと思います。¹

というのは、Biosphere reserveはご存じのように、国の保護区ではなくて、国際的に一応認められている保護地域であるからという意味も含めて、そこはきちっと表現してほしいです。

それで、7ページの下から6行目の真ん中辺に同重なるエリアはという言葉があります。これ、上からつらつら読んでいくと、国立公園と重なるエリアというふうになんと読めてしまうんですね。その前に、同国立公園と重ならないCerrado del Rio Apa 生物保護区のエリアはと書いてあって、その後に同重なるエリアはと書いてあるので、国立公園と重なるエリアはと読めてしまうんですが、そうするとその中の50%以上を保護される計画でというのはちょっとおかしい文章だなということになります。

これ多分、生物圏保存地域と重なるエリアはという意味だと思いますので、もし私の理解が正しければそういうふうに表示をきちっと書いていただいたほうがいいかなと思います。それが1点目です。ご理解いただいていますでしょうか。

2点目に行きます。

○原嶋委員長 とりあえず全部進めてください。

○米田副委員長 はい。2点目は9ページになります。これも簡単な話ですが、9ページに動物の表がいっぱいありますけれども、この1番上の生き物ですが、これウサギだと思うんですけれども、IUCNのレッドリストに登録されている種類というのは、最近ちょっと分類変わってきているようなんですけれども、この学名の種類はブラジルの大西洋岸の森林のみに住んでいる希少種なんですね。ちょっとパラグアイにいるというのは不自然なので、多分分類が変わったこともあって、何らかの間違いであろうと思いますので、もう1度確認をしてくださいというのが2点目です。

3点目ですが、これが主なコメントなんですけれども、8ページおよび10ページ、この保護地域と、それから生態系の項目、それぞれの項目で最後の部分に条件を満たしているというような表現が出てきます。例えば8ページの上の方なんですけれども、2ポツ目のところで、IFC等の規定を参考に下記の条件全てが満たされることを確認済みという表現になっています。この条件というのは、保護地域の中で実施するための条件を満たしているというような内容になります。

ここだけ見ると、当該プロジェクトが保護地域の中で行われるように読めます。多分、書かれた意図としては、生物圏保護地域と重なるからなのか、ただ生物圏保存地域の中でも全然開発をしても良い場所でやることなので、この保護地域の中で実施しても良い条件を示すことによって、そのぐらいちゃんと配慮していますよということを示すことが意図なのか、ちょっとよくわからないん

¹（全体会合後、米田委員より以下、訂正あり）

・今回の biosphere reserve は相手国が独自に定めた地域で、国際的な生物圏保存地域（UNESCO の MAB 事業のネットワークに登録された biosphere reserve）ではなく、生物圏保存地域と呼ぶべきではありませんでした。

・生物圏保存地域は FAQ で「相手国政府が法令等により自然保護のために特に指定した地域」の例として上がっていますが、今回は保護区に該当するかどうか、個別判断すべき事例であると考えます。

ですが、ここの書きぶり、この下記の条件全てが満たされることを確認済みという書きぶりにちょっと違和感というか、これだけ十分配慮していますよという意図であれば、そういう表現にしたほうがいいのではないかなと。

あるいは、保護地域の中で事業をやるということを認めているのであれば、それはそれで明記すべきだと思いますし、そこがちょっとはつきりしないなと思います。書きぶりを少し考えたほうがいいのではないかと考えています。

同じように生態系のほうも、10ページのほうです。JICA環境社会配慮ガイドライン別紙1以下の文章ですけれども、これもIFCのほうでCritical Habitatの中でやる場合にはこういう配慮をしてくださいというような文章を持ってきて、その項目が満たされることを確認済みという表現になっています。

これは、当該事業地がCritical Habitatであることを認めているかのような表現になっているんですが、確かにその可能性があるという指摘があるということは書かれているんですけれども、ここがCritical Habitatであると認めているとはどこにも書いていないので、仮にCritical Habitatであったとしても、これだけ配慮しているから大丈夫ですよということが言いたいのかなと、そういう意図かなと思うんですけれども、もしそういう意図であれば、そこもやはり書きぶりを少し変えたほうがいいのではないかとということです。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、3点ありましたけれども、まず1点目の生物保護区の表現を生物圏保存地域に変えると。これはお願いしたいというふうに思っています。

あと、9ページ目の種の確認についてはまたお願いしたいと。

○米田副委員長 すみません、1点目です。7ページの6行目の同重なるエリア。

○原嶋委員長 そうそう、この問題は後から多田さんですか、ご説明いただきたいというところで。

あと重要な点は、先ほどありましたが、これは谷本主査にも伺ったほうがいいと思うんですけれども、そもそもガイドライン上の保護区を通るという前提で議論されていたのか、そうではないのかということです。そこを谷本委員、あるいは石田委員もご参加でしたけれども、ワーキンググループでの議論は、ガイドライン上の保護区を通る、でも例外でやむを得ないという議論だったのか、そもそもそういうことではないという議論の前提のうえであえてということなのか、ちょっとその事実関係、谷本主査、ご記憶の範囲で教えていただけませんか。

○谷本委員 ちょっとすみません、記憶にないです。

他の委員の方、いかがでしょうか。

○作本委員 すみません、作本ですけれども。

○原嶋委員長 どうぞ。

○作本委員 確かに1kmの距離は空けてあるというようなことを聞いたような記憶があります。

○原嶋委員長 直接その上を通るということではないという前提。

○作本委員 入っていないはずです。

○原嶋委員長 じゃ、それをもって事業部の多田さんのほうですか、今2点、米田委員から、直し

ていただくことは直していただくんですけども、同重なるエリアということと、生物圏保存地域の近くを通るけれども、あえてその例外について細々と書かれたというのは、それをあえて書いたという理解なのか、その2点ご説明をお願いしてよろしいでしょうか。多田さんでしょうか。どなたでしょうか。

○吉田 1点目につきまして、海外投融資課、吉田より回答させていただきます。

○原嶋委員長 お願いします。

○吉田 同につきましては、生物保護区、保護圏と重なるエリアというところでして、その点修正したいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 米田委員、よろしいでしょうか。まず1点目、米田副委員長。

○米田副委員長 私もそうかなと後から思いましたので、わかるように明記してください。

○原嶋委員長 2点目、お願いします。

○加藤 米田委員のご推察のとおりで、一つ目の保護区についても、保護区に重ならないけれども、保護区の近傍を通るので、慎重に安全線に立って丁寧に確認をしているということでもあります。

また、重要な自然生息地のご質問についても、仮に該当した場合を想定して、重要な自然生息地の条件について照らして確認を行った結果を記載しているということで、安全線に立って記載しているものであります。

以上です。

○原嶋委員長 米田委員、いかがでしょうか。

○米田副委員長 そういう気持ちで書かれたのかなとは思いました。それであれば、書きぶりをもう少し、それがわかるような書きぶりにしていただきたいなと思います。

○原嶋委員長 要は、ガイドライン上で保護区は通らないけれどもということをはっきりしておいたほうが良いということですね。

○米田副委員長 そうですね。生物圏保存地域というものが、ガイドライン上の保護区に確か当た、

○原嶋委員長 当たらない。

○米田副委員長 当たるんじゃないかった、当たらないんでしたっけ。

○原嶋委員長 そこはいかがですか。

○米田副委員長 ただ、生物圏保存地域の中の全然問題のないところを使っているということなので、そこはちょっと一応確認しましょうか。ガイドライン上の保護区に当たるかどうかはどうでしたか。

○原嶋委員長 これはどなたか。

○米田副委員長 加藤さんでしょうか。

○加藤 すみません、JICA審査部の加藤ですが、今、手元で当該地域の定義自体について調べられているわけではないのですが、それぞれ一つずつ保護区に当たるのか、そして保護区とこの事業地域が重なるのかを確認して、結論としてはここに記載のとおり、事業対象地は保護区の近傍に位置するという整理をしています。

以上です。

○原嶋委員長 米田委員、いかがですか。

○米田副委員長 説明の中で、生物圏保存地域は国際的に認められている地域なので、ガイドラインの保護区に当たるかどうかという気はちょっとするんですけども、その一部を事業が使っていることはもう書かれているので、それは間違いないと思うんです。そのこと自体をあまりクローズアップするつもりはないので、環境レビュー方針の書きぶりとしてはどういう書きぶりがいいのかな。保護区の中で実施する条件と同様にとか、この下記の条件を満たしているとか、何かそういう書きぶりに変えたほうがいいのではないかなということです。

重要生態系のほうも、重要生態系の指摘があって、まだ今は多分わからないというのが現状だと思う、本当にその重要生態系がどうかかわからないというのが現状だと思うのではあるけれども、仮に重要生態系であったとしても、そこに影響を与えないというIFCと同様の配慮が行われているというような書きぶりに変えたほうがいいのではないかなということです。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

念のため確認になりますけれども、まず生物保護区の言葉の問題と、あと同重なるエリアという問題、これについてはご確認いただきました。

あと、ウサギの種の確認についてはまた後ほどお願いするということで、あと残りましたところ、一応今の両方の説明を確認しますと、本事業についてはガイドライン上、保護区を通るものではないけれども、それであってもいくつかの厳しい条件もクリアするもので、条件が整っているということを書かれていると。それをもう少し整理して明確にされる必要があるんじゃないかということですけれども、これは環境レビュー方針は事業部のほうでの作成になると思いますけれども、修正のほうはこういう形で、この方向でお願いしてよろしいでしょうか。これはどちらに伺ったらよろしいですか。加藤さん、多田さんどちらでしょうか。

○加藤 事業部と調整しまして、今いただいたご指摘に沿って、意図が明確になるように修正したうえで公開に繋げたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 繰り返しになりますけれども、本事業については直接JICAのガイドライン上の保護区を通るものではないという前提のうえでの今の議論ということになりますので、確認させていただきたいと存じます。

ちょっと整理が十分じゃなかったかもしれませんが、米田委員、いかがでしょうか。

○米田副委員長 私のほうもあまり具体的な提案がきれいにできなくて申しわけありませんでした。とりあえず修正を考えていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 一応修正をお願いするところは、この議事録で記録としては残されますので、それに従って審査部と事業部で連携していただいて、環境レビュー方針の最終的なファイナライズには反映していただくということで、加藤さん、多田さん、よろしくお願いします。

○加藤 承知いたしました。

○原嶋委員長 ほかがございますでしょうか。

加藤さん、これ環境レビュー方針は、一応私どもがこれでざっと拝見して、コメントすることによってよろしいわけですね。

○加藤 はい。環境レビュー方針は今回いただきました助言に対応して、頂いた助言について確認するという対応を反映した内容としてお配りをしております。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 あと、先ほどちょっと出ておりましたけれども、ESIAに関する議事録のところは何ページに出ていますか。すみません、今手元ですぐわかりませんが、どこかにございますよね、必ず。8か。今後、議事録について確認していただくということ、先ほど多田さんのほうで受け入れていただいておりますが、それは文面としては反映されているわけですね。

○加藤 はい、レビュー方針の3ページ目の4)のステークホルダー協議の1番下に助言8として、植林部分のEIAに関してステークホルダーミーティングの議事録詳細を確認するということにしております、確認いたします。

○原嶋委員長 これは先ほどいろいろ作本委員はじめ、何人かご意見いただきましたけれども、議事録についてJICAのほうで確認していただくと。それが意思決定の形に反映されたものについては、またご報告いただくという形になろうかと思えます。

それでは、いかがでございましょうか。助言文については先ほどの形で確定させていただいたうえで、環境レビュー方針についてはいくつか見直しを委員のほうからお願いするという形になっております。

ほか、委員の皆様、いかがでございましょうか。

○作本委員 すみません、一つよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞお願いします。

○作本委員 ワーキンググループに参加させていただいて大変勉強になりまして、先ほどの論点も含めていろいろ議論させていただいてありがとうございました。

今回、このユーカリを植えることについての、単一植物、これについての議論は先ほど米田副委員長からのご指摘もあるんですけれども、もう一つ、このユーカリを植えた場合に、収穫までに6年ぐらいかかるんだそうです。しかも、その6年間の間は隣国からユーカリ木材を輸入するというようなことが一つ指摘されたことがあります。

あともう一つ、融資期間との関連で、これJICAの投融資が10年間であるというようなことも、議論の中で出てきました。ということは、10年間だけJICAさんは監督というか、監視できるということでありまして、やはりモニタリングをどうしてもやってもらいたいなど。実際はここで将来のプランテーションも含めて議論をしていただけるということは、もちろんJICAさんからのご提言であったわけですが、やはり将来的に融資が切れた後にどうなるのかと。外国からの安い材木でいわゆる違法伐採が生じるようなことには繋がってほしくないなということの期待が助言の1番目には入っております。

以上です。ありがとうございました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

今の点、助言文にも冒頭に出ておりますので、ご担当の方にもしっかりと受け止めていただきたいと存じます。

それでは、助言文についてこういう形で確定したうえで、環境レビュー方針について若干の見直しをお願いすることで、もし差し支えなければ本件これで締めくくりとさせていただきたいと存じますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

特になければ、一応本件これで終了させていただきますので、締めくくりとさせていただきますので、いくつか助言文についての修正とレビュー方針の修正、審査部および事業部のほうでよろしくをお願いします。

それでは、本件締めくくりとさせていただきます。

谷本主査、どうもありがとうございました。

○谷本委員 ありがとうございます。修正等よろしくお願いします。

○原嶋委員長 では、修正のほうよろしくお願いします。

それでは、今後のワーキンググループ会合のスケジュール確認ですね。よろしくお願いします。

○小島 全体会合の今日の資料の1ページに戻ってもらって、議事次第の最後、6.のところです。

次回の全体会合第134回は3月4日金曜日、同じ時間、14時から開催させていただきます。同じくこのようにオンラインの形式になるというふうに考えています。皆さん、年度末でお忙しいと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、委員の皆様、何かご発言ございましたら承りますので、サインを送ってください。これまでのところ何でも結構ですので、もし何かありましたらご発言お願いしたいと思います。

○錦澤委員 錦澤ですけれども、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞ。

○錦澤委員 今日の会合でも議論がありましたけれども、新年度でガイドラインが新しくなるということで、以前の会合で私も若干関わっていたというのがありますし、もう既に公表されているということで、どういうふうに改定されたかというのはある程度は理解しているつもりですけれども、また、委員の中には諮問委員会のほうに参画された方は非常に内容をよく理解されていると思います。

3月の審議の審議事項、どのくらいあるかにもよるんですけれども、4月に新しくなるということで、主にどういった点が改定されたのかということについて、できれば簡単にでも内容をご紹介、改めてしていただける機会があるとありがたいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○原嶋委員長 加藤さん、お願いしていいですか。

○加藤 ありがとうございます。

1月の全体会合の場で主な改正ポイントをご説明させていただきましたけれども、もしかしたら委員の方の中でお休みの方いらっしゃいましたので、もう1度ご説明したほうがよろしいでしょうか。

○錦澤委員 そうですか、ごめんなさい。あまりちゃんと理解していなくて、申しわけございません。1月に既に実施済みでしたね。失礼いたしました。

○作本委員 すみません、作本ですがよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞ、作本委員。

○作本委員 今の錦澤委員のお話のとおりで、私自身も以前にご説明いただいたのは記憶しているんですが、やはりガイドラインの流れの中で、もし1度説明していただけるととてもありがたいと

思います。私もこの1週間ぐらい、新しいガイドラインの変更点を自分で拾い出しているんですが、序文とか読み抜くだけで、また、目的とかそんなのを読み抜くだけで、今まだ作業が終わっておりませんでして、ぜひ今、錦澤委員のおっしゃられたこと、JICAの事務局のほうから何か、繰り返しのご説明になっても構いませんけれども、私どもに理解できるように、もう1回変わった点というのに重点を置いて教えていただけるとありがたいと思います。

私自身の頭も世銀との比較での個別論点の議論にとどまっております、その先全く発展しておりませんので、ぜひいつか近い機会に教えていただけるとありがたいと思っています。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、まとめて全てということにはならないかもしれませんが、少し機会を分けて、時間を縫いながら勉強するといいますか、情報共有する機会をまた審査部のほうと協力して考えるということで、私のほうで受け止めさせていただいてよろしいでしょうか。

○錦澤委員 ありがとうございます。特に来月にこだわりませんので、また審議事項が少ないときとか、そういった折でも結構です。

○原嶋委員長 あとは率直に言って、多分、今年の6月か7月にはまたメンバーの交代なんかの可能性も出てくると思いますし、本格的に新しいガイドラインの適用案件というのはまたタイミングがずれてきますので、一遍に集中的に講義をするというよりは、また機会を設けて共有するという機会をつくりながら勉強していくということにさせていただきたいと思いますので、また審査部のほうとお話しをしてみますので、よろしくお願いします。

○錦澤委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 審査部加藤さん、小島さんもそういう形でまたよろしくお願いします。

○加藤 承知いたしました。

○原嶋委員長 ほかがございますでしょうか。

織田委員、どうぞ。

○織田委員 すみません、遅くなって。

今回のような海外投融資に対する資金を提供する場合のJICAの役割について確認したいんですが、基礎的なことで申しわけありません。

先ほどのパラグアイの回答表を見ておりましたら、そのことを審査機関に申し入れますというのと、ほかに審査で確認しますというのがかなり多く出てくるんですね。これはどういうふうにレベルが違うんでしょうか。ちょっとよく、すみません、基本的なところで。このレベル感の違いを教えてください。

○原嶋委員長 一言で言うと、相手側にアクションを明確に求めることについては申し入れるということになってきますし、アクションを求めなくて情報についてJICA側で確認という言葉でまとめられておりますけれども、そういうものについては確認というレベルでとどまっているというのが、一般的にはそういう区別になるかと思いますけれども、加藤さん、小島さん、何か補足ありましたらお願いします。

○加藤 原嶋委員長のおっしゃるとおりだと思います。

また、事案によってはかなり交渉上厳しい内容もありますけれども、その点について相手の注意

喚起を目的として申し伝えるという対応も、第3番目のアプローチとして考えられますので、そうしたニュアンスを含む場合もございます。

以上です。

○織田委員 ありがとうございます。

そうすると、例えば先ほどあったモニタリング計画のときに、どこまでがモニタリングに含まれるのかというレベル感がよくわかっていなくて、もちろん、助言になったものしか最終的にはモニタリングかからないというのがありますが、回答ではその辺の、例えば実施機関に申し入れますということがあったとしても、それはモニタリングを通じてフォローされるとは限らないというふうに考えてよろしいのでしょうか。教えていただければと思います。

○加藤 回答表の中で回答しているものの中でも重要なものは、EMP、Environmental Management Planの中に含められ、そしてEMoPのモニタリングプランの中に含めていけば、モニタリングの確認項目として捉えられていくことになるということでもありますので、そういうものに入っていくもの、もしくは審査の中で確認をして了解するもの、それぞれ程度の度合いや特性に応じて少し対応の違うものはあるかと思います。

以上です。

○織田委員 ありがとうございます。

○作本委員 すみません。

○原嶋委員長 どうぞ。

○作本委員 今の織田委員の発言との関連で、今ちょっとふと頭の中で思ったんですけれども、今回実施者ということで、相手が企業なものですから、実施者に申し入れるという形がいくつか使われているかと思うんですけれども、実施者という場合には、主査がちょっと口頭等で使われた実施機関を含むような形の実施者なので、むしろ実施企業というふうに言ってしまうと言い過ぎなんではないかというように気がします。今までは、相手が政府機関等でしたら実施機関でよろしいかと思うんですが、例えば今回みたいな場合に実施企業と入れてしまうと強過ぎるのでしょうか。そのあたり、もし感触がわかれば教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 企業という言葉はなかなか定義が現実には難しいと思うんですよね。機関のほうが幅広い受け止めなので、言葉として特に機関といってもガバメント機関だけでなく、民間の機関も組織ですので、オーガナイズーションかな。そのほうが範囲としては許容範囲が広いような感じがしますが、企業だと必ずしも企業という定義そのものが一律ではないので、逆に誤解を招くんではないかと思う。現実には企業と言われているものに当てはまる所が多いと思いますけれども、ちょっと特定し過ぎのような感じがしますが、いかがでしょうか。

○作本委員 ありがとうございます。確かに機関という場合に、政府機関とか、やっぱり公的な色彩を持ったものに機関という言葉を使うんですね。「者」という場合には、今は個人企業もありますから、今の委員長のとおりの、例えば企業になっていないものも将来相手に入ってくるかもしれないという意味では、者が。ただ、者という場合には、特に企業も政府機関も全部含めての者というふうに用語として使われてしまうんじゃないかという危惧感だけなんです、いかがでしょうか。

○原嶋委員長 加藤さん、海外投融資のJICA内での言葉の使い方はどういう形になっていますか。機関は民間でも、例えばNPOのOは機関、訳し方は組織かもしれませんが、機関ですけども、特に機関で大きく問題はないと思いますけれども。

○加藤 海外投融資課のほうで補足があればお願いしたいのですが、通常の相手国政府の事業であれば、相手国政府と事業実施機関とを区別するために、実施機関という用語を通常用いておりますけれども、民間の海外投融資の場合には、政府のそういった実施機関とも異なる事業体になってまいりますので、企業形態であることも多いと思いますけれども、そうではない形態もあるかと思えますので、事業実施者と記載し、その定義のところにはあまり深く入り込まずに、この資料等では使っていたと思います。

新しいJICAガイドライン、また、これまでのガイドラインにおきましても、ガイドライン上の定義は「相手国等」という定義に全て含めているという形にはなります。もし海外投融資課のほうで補足がありましたら、お願いします。

海外投融資課はもう既に退室しておりました。失礼いたしました。

○原嶋委員長 作本委員、多分企業という言葉は英語に訳すのもなかなか一律ではないですし、会社法というか、企業法制も国によってかなり違って、かなり限定的になってしまいますので、ちょっと限定し過ぎのような印象なんですね。

従って、オーガナイズーションなんでしょうけれども、機関ということで、それが民間の場合もあれば、半民間的なものもあり、いろんな出資形態があると思いますけれども、そういう言葉の使い方に対応することのほうが柔軟かつ現実的じゃないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○作本委員 委員長のお話と加藤課長のお話、よくわかりました。通常のODAの機関というのを使い分けの用語が定義されていればよろしいかと思います。ありがとうございます。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほかございませんでしょうか。

特になければ、一応これで本日終了させていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。ほかもよろしいでしょうか。

どうぞ、小椋委員ですか。

○小椋委員 小椋です、すみません。

先ほどちょっとチャットできなかったもので、IFCのスタンダードも、恐らく世銀もそうだと思うんですけども、いわゆるPhysical displacementとEconomic displacementで、物理的な移転と経済的な移転に関して、限定的に適用されています。恐らく世銀もそうだと思いますけれども。

今後このような本件、パラグアイにあったようなことも、あくまでも実勢価格からあまりにもか離れたような買収が行われるのであれば、そこは踏み込むべきかなと思いますが、ガイドラインのどうしても隘路に入ってしまったので、そこは今後、改定のときに皆様のご議論をいただければなというふうには思っています。

以上です。

○原嶋委員長 今のことに對して審査部の何かコメントありますか。

○加藤 ありがとうございます。ご指摘の点、よく考える必要があるかなと思います。

一方で、チャットに記載いただいた「倫理上の観点」というところは、どこまで価値判断に関わる部分について線引きができるかというところが難しいかなと思っておりまして、実勢価格とかけ離れた取引の場合にも、このコミュニティがこのプロジェクトを実施したいので提供しますというのは、実際に我々も目にしております。その場合には実勢価格と大きくかけ離れた、無償なんですけれども、それが倫理上の観点から否定されるべきかということ、そうではないということで、その観点でいえばやはり適切な手続や情報公開、合意形成がされているかといったプロセスをよく見ていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

小棕委員、よろしいでしょうか。

○小棕委員 よくわかりました。すぐにどうこうとソリューション出るわけじゃないんですけれども、課題として認識しておきたいと思います。ありがとうございました。

○原嶋委員長 そうですね、とても重要な課題だと思いますので、よろしくお願いします。

ちょっと時間が押してしまいましたけれども、特になければ本日の全体会合、これで終了させていただきたいと存じます。

どうもありがとうございました。

16:27 閉会